※　事業区域の面積が 500 ㎡以上の場合又は高さが 10mを超える建築物の場合は、
　土地所有者の同意書を添付してください。

私の所有する土地に対して開発事業事前協議承認申請書を提出することに同意します。

所有する土地の地番：

住　所

土地所有者

氏　名　　㊞

☎

所有する土地の地番：

住　所

土地所有者

氏　名　　㊞

☎

所有する土地の地番：

住　所

土地所有者

氏　名　　㊞

☎

所有する土地の地番：

住　所

土地所有者

氏　名　　㊞

☎

※自筆の場合は、捺印不要です。

吹田市景観まちづくり条例

景観法第８条第２項第１号に基づいて、市域全域（3,609ha）を指定しています

２．届出の対象となる行為（重点地区を除く景観計画区域）

区分	規模			行為
建築物(※1)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域		高さが 15m を超え、又は建築面積が 600 ㎡を超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域		高さが 10m を超え、かつ建築面積が 300 ㎡を超えるもの	
工作物	建築基準法施行令138条に定める工作物(※2)	煙突	高さが 6m を超えるもの	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱	高さが 15m を超えるもの	
		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔	高さが 4m を超えるもの	
		高架水槽、サイロ、物見塔	高さが 8m を超えるもの	
		擁壁　(※3)	高さが 2m を超えるもの	
		乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの		
		ウォーターシュート、コースター等高架の遊戯施設		
		メリーゴーラウンド、観覧車等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		
		製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等	建築基準法施行令第 138 条第３項に該当するもの	
	高架道路			
	高架鉄道			
	横断歩道橋			
	橋りょう		幅員が 4m 以上、かつ延長が 10m を超えるもの	
	機械式立体駐車場		高さが 8m を超えるもの	
土地	500 ㎡以上のもの			開発行為
屋外広告物(※4)	高さが 4m を超えるもの			表示又はその内容の変更
	総表示面積が 30 ㎡を超えるもの			
	上記の建築物或いは工作物の壁面の 1/3 を超えるもの			

※1　ごみ庫やカーポートなどの別棟の付属建築物も合わせて届出の対象となります。また、モデルルームなど、仮設の建築物も対象になります。

※2　該当するかどうかご不明な場合には開発審査室（建築審査担当）にて「建築確認申請が必要な工作物」であるのかどうかをお確かめください。

※3　建築確認申請が不要な宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可又は同法第11条の規定による協議を要する擁壁についても、高さが2mを超える場合は、景観まちづくり条例に規定する届出の対象としていますのでご注意ください。

※4　吹田市屋外広告物条例第12条第1項の許可を要する屋外広告物については、適用しません。

【重点地区の場合】

■建築物については、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を要する建築物が届出の対象となります。

■屋外広告物については、自家用広告物で表示面積の合計が5m^{2}以内の屋外広告物は、届出の対象となります。

問い合わせ先：
吹田市　都市計画部　都市計画室　景観担当
〒564-8550　大阪府吹田市泉町１丁目３番40号
TEL：06-6384-1968(直通)　FAX：06-6368-9901
E-mail: toshikei@city.suita.osaka.jp

建設リサイクル法の届出について

建築物の解体工事等は、下記の規模以上の物件全てに事前の届出が必要になります。

届出先は吹田市役所 都市計画部 開発審査室(監察担当)です。

(指定確認検査機関で建築確認を受けるものを含む)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成１４年５月３０日に完全施行され、コンクリート、アスファルト、木材を用いた建築物等に係る解体工事等であって一定規模以上のもの(対象建設工事)については、『分別解体等』(コンクリート、アスファルト、木材を分別すること)と『再資源化等』(分別解体等によって生じたこれらの廃棄物をリサイクル等すること)が義務付けられています。

また、これに伴い、対象建設工事を実施する場合には、発注者は、工事着手の７日前までに吹田市に分別解体等の内容を届出ることが必要となります。

＊対象建設工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計　８０㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計　５００㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額　１億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金の額５００万円以上

お問い合わせ
吹田市都市計画部開発審査室(監察担当)
TEL　06-6384-1994(直通)

文化財保護関係の業務は、

文化財保護課 （吹田市立博物館内）
〒564-0001 吹田市岸部北４丁目１０番１号 電　話　06－6338－5500 ＦＡＸ　06－6338－9886

で行っております。

業務時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）までの午前9時より午後5時30分までです。年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休みとなります。

※なお、建築確認申請にかかる裏書についての業務は下記①、また、埋蔵文化財包蔵地の確認の問い合わせについては下記②の取扱いを、各々させていただきます。（吹田市公式ウェブサイト内の、①の書式は開発審査室ページから、②の書式は「埋蔵文化財（開発行為等に係る照会・協議）」ページからダウンロードしてください。）

① 建築確認申請にかかる埋蔵文化財についての裏書

（※吹田市開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例）の裏書時の書類）

建築確認申請にかかる各課協議のうち、埋蔵文化財については、別添書式に必要事項を記入し、事業場所の位置図とともにFAXで文化財保護課（吹田市立博物館内）あてに送信していただきましたら、その件についての裏書をFAXで送信させていただきます。

書式掲載HP

② 埋蔵文化財の包蔵地の確認　**（※この書類は裏書時の書類として使えません）**

開発計画時における埋蔵文化財の包蔵地の確認の問い合わせについては、「周知の埋蔵文化財包蔵地照会依頼書」に必要事項を記入し、開発予定場所を示した位置図とともにFAXで文化財保護課（吹田市立博物館内）あてに送信していただきましたら、その件についての回答書をFAXで送信させていただきます。

文化財保護課(吹田市立博物館内)への経路

市役所から車で

府道大阪高槻京都線「岸部中1」交差点左折

名神高速を超えて２つ目の信号を右折。

突き当たりの信号を右折。

突き当たりの公園内駐車場に駐車。

名神高速下のガードを過ぎ道なりに行き正面。

博物館１階よりエレベーターで３階事務室へ。

市役所からバスで

●阪急バスの市役所前①番乗場から千里中央ゆきバスに乗車して「紫金山公園前」下車、公園内遊歩道を通り、徒歩４分。博物館３階事務室へ。

●阪急バスの市役所前②番乗場から五月が丘南循環バスに乗車して「五月が丘西」下車徒歩７分。または同じく②番乗場から桃山台駅前ゆきバスに乗車して「佐井寺北」下車、東佐井寺小学校横を通り、徒歩約 10 分。

突き当たりの公園内へ入る。

名神高速下のガードを過ぎ道なりに行き正面。

博物館１階よりエレベーターで３階事務室へ。

様式１

建築確認申請に係る埋蔵文化財の裏書について

年　　月　　日

事業者　　住　所

氏　名　　電話

<table>
<tr><td colspan="2">代　　理　　者</td><td colspan="3">氏名　　ＴＥＬ
住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業場所（地番）</td><td colspan="3">吹田市</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定建築物の用途・概要</td><td colspan="3">住宅　　共同住宅　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">㎡</td><td>建築面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎工事掘削深度</td><td colspan="3">（現況地盤からの掘削深度：単位 cm）</td></tr>
<tr><td>杭　打　ち</td><td colspan="2">有　・　無</td><td>着手予定日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>連　絡　先
（裏書送付先）</td><td colspan="4">氏名　　ＴＥＬ
住所　　ＦＡＸ</td></tr>
</table>

※記入の上、位置図とともに文化財保護課宛、ファックスでお送り下さい（電話のみの対応はできません）。確認の上、建築確認申請用の裏書をファックスで送りますので、建築確認申請書提出に際して、送付文書を添付して下さい。なお、当課で直接、裏書もしています。

また、裏書で文化財保護上の指示がある場合は別途協議が必要ですので御協力下さい。

吹田市教育委員会
文化財保護課（吹田市立博物館内）
業務時間：祝祭日を除く、月～金曜日
午前９時～午後５時３０分
（12月29日～１月３日は休）
ＴＥＬ　０６－６３３８－５５００・ＦＡＸ　０６－６３３８－９８８６

受付日		受付NO	

仮設トイレ設置についてのお願い

吹田市環境部事業課業務グループ
（し尿・浄化槽汚泥等担当）
〒５６４－００３７
吹田市川岸町２０番１号
℡０６－６３８１－８５００

建設工事現場等に仮設トイレを設置される場合は、公共下水道処理区域内は水洗式の仮設トイレの設置をお願いします。

やむなく汲取り式の仮設トイレを設置しようとする場合は、必ず、事業課業務グループまでし尿収集の申込みを下記の要領で行ってください。

記

１　申込み方法

電話やＦＡＸでは収集の申込みを受付けておりませんので、仮設トイレの設置と同時に事業課業務グループに直接、収集の申込みを行ってください。

設置箇所等を詳しくお伺いすることもありますので、設置場所がわかる資料をご持参ください。

２　設置場所

仮設トイレの設置場所は、収集車が仮設トイレの近くに停車できるような場所を選んでください。

また、収集作業が安全に行えるように、仮設トイレの付近には建築資材等を置かないようにしてください。

３　収集回数

本市では、２週間に１回の定曜日収集を行っています。

したがいまして、予定日以外の収集はしておりませんので、使用人数にあった基数を設置してください。また、使用後に多量の水を流す汲取り式の仮設トイレは、収集量が多くなりますので、設置しないようにしてください。

※し尿以外のものを仮設トイレに投入されますと、収集ができませんのでご注意ください。

(裏面もご覧ください)

4　手数料

工事現場等の仮設トイレは、収集量が５０リットルまでごとに４００円のし尿処理手数料がかかります。翌月に納入通知書を送付しますので、最寄の金融機関等で手数料の振込みを行ってください。

なお、不明な点がございましたら、事業課業務グループまでご相談ください。

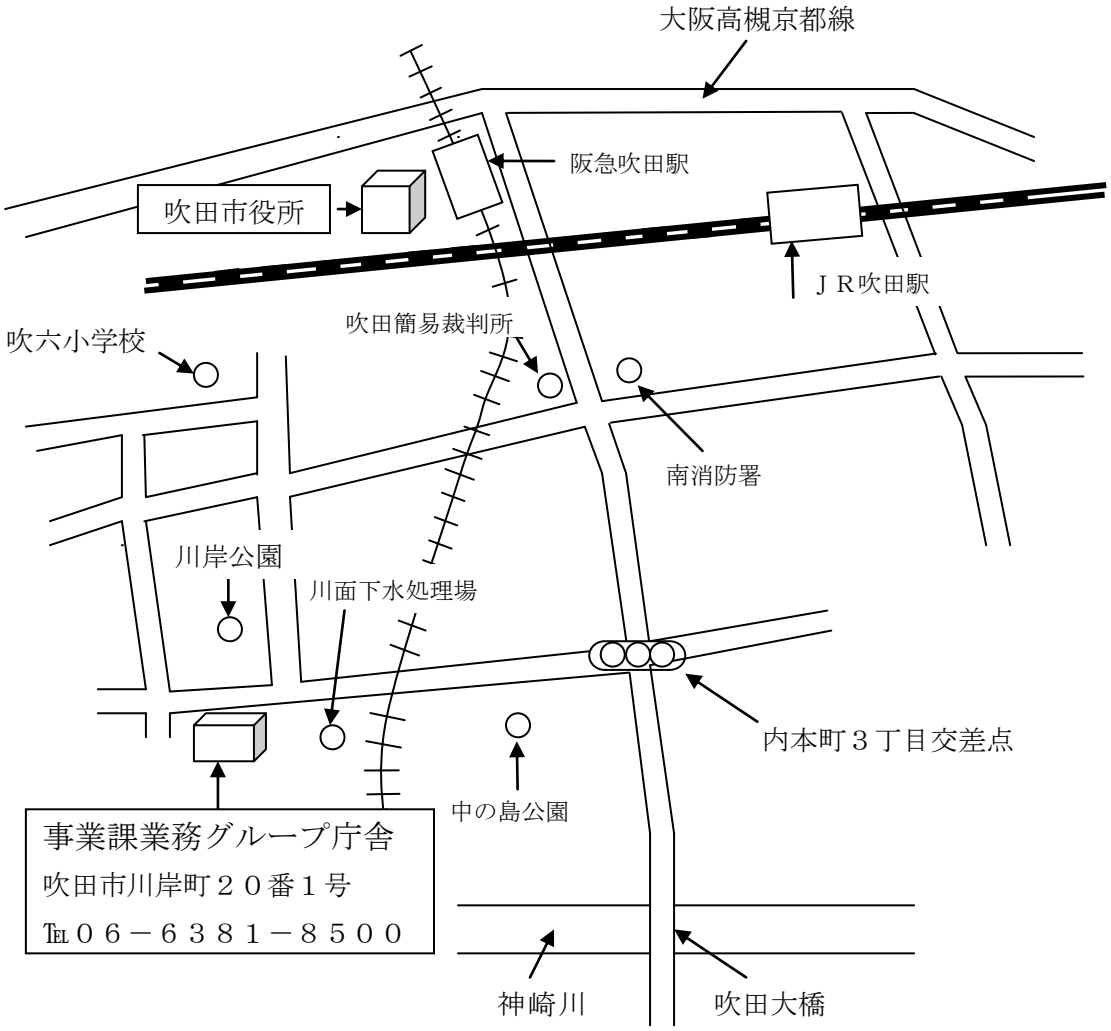

受付 No.

吹田市長　宛

令和　　年　　月　　日

道 路 用 地 寄 附 に 伴 う 調 査 願

申請代理人　　住　所

氏　名

電　話

土地所有者　　住　所

氏　名

調査依頼地（地番）

道路の種類

該当するものに印を付けて下さい。

1　建築基準法に伴うみなし道路

2　位置指定道路

3　その他

添付書類　　位置図

上記以外に参考資料（土地利用計画図、土地登記事項証明書等）があれば併せて添付してください。

環境保全指導課からのお知らせ

～公害防止関係届出制度等について～

1　特定建設作業の届出について

○　さく岩機や一定規模以上のバックホウ等を使用する作業（特定建設作業）を伴う工事を施工しようとする場合、作業を開始する日の7日前までに、法又は条例に基づく特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。

○　特定建設作業を伴う工事を施工する場合は、法又は条例で定める規制基準を遵守してください（特定建設作業を伴わない工事を施工する場合も、騒音等によって周辺の生活環境を損なうことのないよう努める必要があります）。

○　特定建設作業を伴う工事を施工しようとする場合は、近隣住民に対し、当該作業の内容や工程等を事前に説明する必要があります。特に、工事区域の面積が 1,000 ㎡以上かつ高さが 10m を超える中高層建築物の解体工事の場合は、説明会を開催し、実施結果を市に報告する必要があります。なお、特定建設作業を伴わない工事を施工しようとする場合も、事前に近隣住民に当該工事の内容を説明するよう努めてください。

※　特定建設作業に関する届出様式は、環境保全指導課で配布するほか、吹田市ホームページからダウンロードすることができます。

http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede_souonn.html＃tokken

2　アスベスト（石綿）について

○　建築物その他の工作物（建築物等）の解体、改造又は補修の作業を伴う工事を施工しようとする場合は、あらかじめ当該建築物等に係る石綿含有建築材料（吹付け石綿等）の使用の有無等について調査し、その結果を近隣住民の見やすい箇所に表示する必要があります。

○　法又は条例で定める石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う工事をしようとする場合は、作業を開始する日の14日前までに、法又は条例に基づく届出をする必要があります（石綿含有成形板については、使用面積が1000m^{2}未満の場合は除く）。

　また、これらの工事を施工する場合、法又は条例で定める作業基準（作業実施基準）や敷地境界基準を遵守してください。

※　アスベスト（石綿）に関するパンフレットや届出様式は、環境保全指導課で配布するほか、吹田市ホームページからダウンロードすることができます。

パンフレット：http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/taiki-kisei/asbest-taiki-kisei.html

届出様式：http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede_taiki.html#asbest

3 土壌汚染対策について

○ 届出について

土地の形質の変更面積が3,000㎡以上の場合、形質変更の30日前（実質31日前）までに、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。

土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、盛り土や掘削（アスファルトの舗装や剥がす行為を含む）、ライフラインの整備（上下水道管等に係る工事）などを指します。

○ 自主調査について

土壌汚染の状況を調査する場合は、当課との協議を行い、土壌汚染対策法に準拠した調査を実施するよう努めてください。また、土壌汚染が確認された場合、当課との協議を行い、適正に汚染物質の拡散防止措置を行うように努めてください。

○ 有害物質を使用する事業所における工事について

有害物質を使用する事業所において工事を実施する場合、工事着手前に施工方法等について、当課と協議を行うように努めてください。

4 南吹田地域の地下水汚染について

南吹田地域において、地下水汚染が確認されています。当該地域において、開発や建物の解体等を行う場合は、当課と施工方法等に関する協議を行い、地下水汚染の拡散防止に努めてください。

5 産業廃棄物の適正な処理について

建設工事において発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により「元請け業者」に処理責任があり、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

＜問い合わせ先＞
吹田市　環境部　環境保全指導課
電話：06-6384-1850（直通）
FAX：06-6368-7350

中規模小売店舗設置に関する協議について

中規模小売店舗を設置する場合、「吹田市中規模小売店舗設置に関する指導要領」(以下「要領」という）に基づき、都市魅力部地域経済振興室と協議を行う必要がありますので、協議内容について中規模開発事業事前協議承認申請書(以下「申請書」という）の提出前に確認してください。

申請書提出後、要領に基づき事業計画書を提出してください。

要領概要

- 「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- 「中規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の一の店舗の店舗面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のもの（大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗に該当する建物を除く。）　をいう。
- 新設又は増設をする者は、事業計画書に付近見取図並びに駐車・駐輪場及びゴミ置場等の記載がある配置図等を添えて市長に届け出なければならない。
- 事業計画書届出の時期は

  ①新設又は増設が吹田市開発事業の手続等に関する条例の適用を受ける場合は、中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日から建築基準法に規定する建築確認申請の日まで

  ②中規模小売店舗の新設又は増設が吹田市開発事業の手続等に関する条例の適用を受けない場合にあっては、これに着手する前まで
- 事業計画書の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、事業計画書及び同項に規定する添付書類を公告の日から１月間縦覧する。
- 届出に関して意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から１４日を経過する日までの間に、市長に対し意見書を提出することができる。
- 届出に関して意見の有無に関わらず公告の日から２月以内に当該届出をした者に通知する。

問い合わせ先　吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

℡　０６－６１７０－２３７０

大規模小売店舗設置に関する協議について

大規模小売店舗を設置する場合、「吹田市大規模小売店舗設置に関する協議要領」（以下「要領」という）に基づき、都市魅力部地域経済振興室と協議を行う必要がありますので、協議内容について事業構想届出書提出後に確認してください。

大規模開発事業事前協議承認申請書提出後、要領に基づき事業計画書を提出してください。

要領概要

- 「店舗面積」とは、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。（１，０００平方メートル超）
- 「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。（１，０００平方メートル超える店舗面積のある小売業）
- 新設又は店舗面積の増加をする者は、大店立地法の規定に基づく届出前に市長に届けなければならない。
- 市長は届出に関して意見の有無に関わらず届出のあった日から4ヶ月以内に当該届出をした者に通知する。

問い合わせ先　吹田市　都市魅力部　地域経済振興室
℡　０６－６１７０－２３７０

下水道法及び吹田市下水道条例に係る特定施設等の届出のご案内

下水道の施設、機能等を守るために、工場・事業場排水には、下水道法及び吹田市下水道条例による規制があり、下記１、２のいずれかに該当する場合、それぞれ届出が必要となります。

１．日最大排水量が５０立方メートルを超える下水を排水する場合

または、

有害物質を使用する場合

有害物質の例）　テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機溶剤
ほう素、ふっ素、鉛、亜鉛などの重金属及びその化合物

加えて、

酸、アルカリを使用する場合や

日平均排水量が３０立方メートル以上で動植物油脂類・鉱油類を含む排水がある場合

も届出が必要となる場合があります。下記問い合わせ先までご確認ください。

２．特定施設を設置する場合

特定施設とは、人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設のことです。該当する可能性のある業種のうち主なものは以下のとおりです。

○工場、製造業
○旅館業
○飲食店（総床面積４２０平方メートル以上の場合のみ）
○洗濯業（取次店を除く）
○写真現像業（取次店を除く）
○病院（病床数３００以上、介護老人保健施設含む）
○自動車販売業、ガソリンスタンド
○試験研究機関、学校（人文系を除く）

その他、「水質汚濁防止法施行令別表第１」及び
「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２」に掲げられる業・施設
（下記「工場・事業場排水の手引き」に記載）

詳細については、吹田市のホームページ「工場・事業場排水の手引き」をご確認ください。
http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gesuido/mizusaisei/suishitsukanri.html

問い合わせ先
吹田市下水道部水再生室（水質管理担当）
〒564-0043　吹田市南吹田 5-35-1
TEL　０６－６３８４－５８５５

下水道事業受益者負担金について

下記の町名に建物を建築される際は受益者負担金が発生する可能性がありますので、ご確認ください。

青葉丘北	青葉丘南	朝日が丘町	朝日町(鉄道用地のみ)
泉町5丁目	江坂町3丁目	江の木町	樫切山
春日1～4丁目	片山町1,2,4丁目	上山田	上山手町
川園町	岸部北1～5丁目	岸部中1～5丁目	岸部南1～3丁目
佐井寺1～4丁目	幸町	芝田町	清水
尺谷	昭和町(鉄道用地のみ)	新芦屋上	新芦屋下
吹東町	末広町	千里丘上	千里丘北
千里丘下	千里丘中	千里丘西	千里万博公園
千里山高塚	千里山竹園1,2丁目	千里山月が丘	千里山西1～6丁目
千里山東1～4丁目	千里山松が丘	竹谷町	垂水町1,2丁目
天道町	出口町	長野西	長野東
原町1～4丁目	日の出町	平松町	藤が丘町
円山町	南正雀1～5丁目	南吹田5丁目	目俵町
桃山台5丁目	山田市場	山田北	山田西1～4丁目
山田東1～4丁目	山田南	山手町1～4丁目	

下水道事業受益者負担金とは、都市計画法７５条に基づき、初めて下水道を整備する際に発生する建設費用の一部を、下水道の整備によって直接利益を受けられる方に、御負担していただく制度です。

物件の建築過程で発生する費用ではありませんが、建築された物件を購入された方に請求されるものです。

物件引渡し後のトラブルを回避するために、下水道事業受益者負担金の有無をご確認ください。

なお、下水道事業受益者負担金はご要望があれば、開発業者様による物件引渡し前の事前納付も可能ですので、ご相談ください。

下水道部経営室庶務担当
（高層棟６階）

　　については、下水道事業受益者負担金が発生する可能性がありますので、ご確認ください。町名については表面をご確認ください。

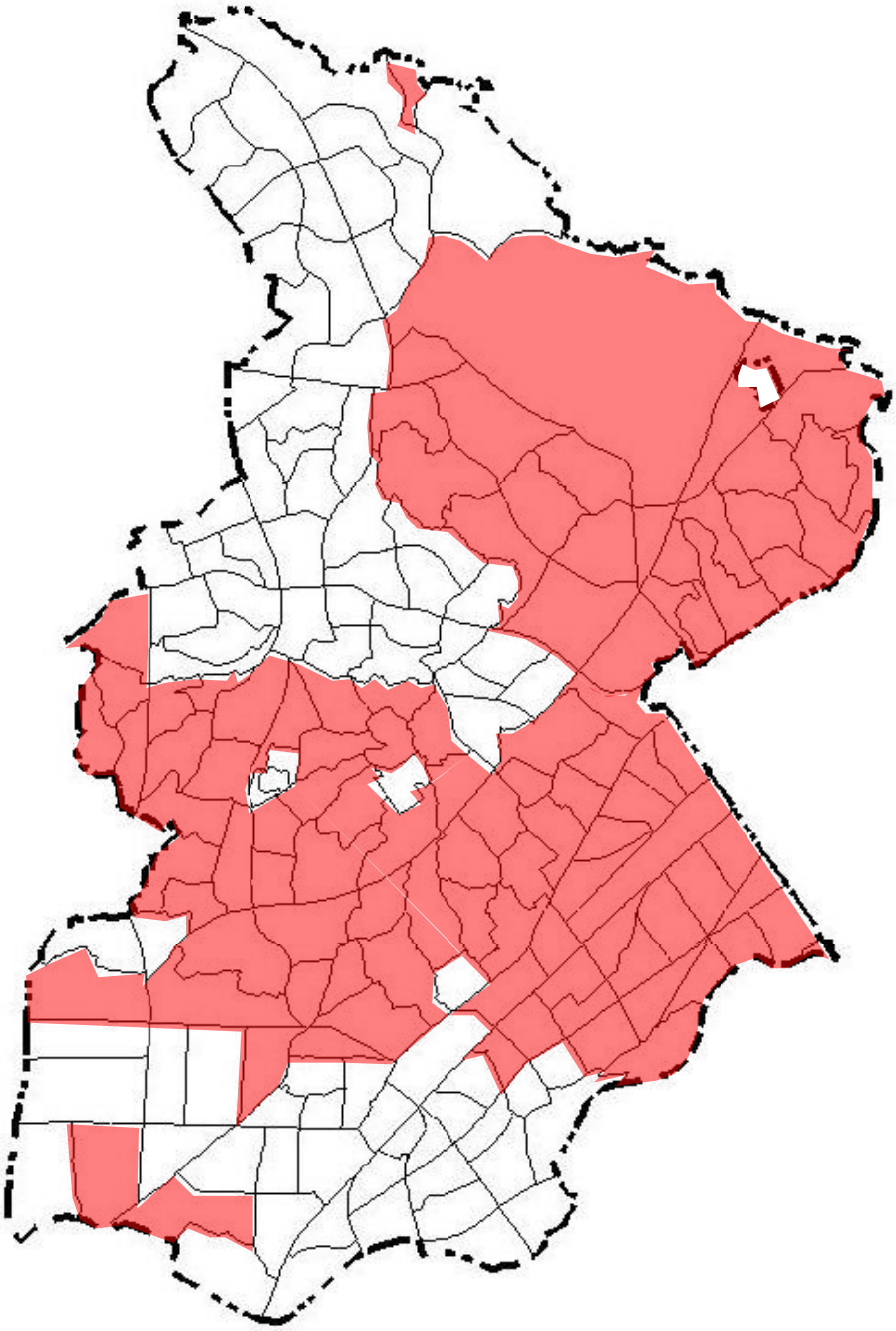

～衛生管理課（吹田市保健所）からのお知らせ～

1. 専用水道及び簡易専用水道について

専用水道の布設工事をしようとする場合は、事前に協議の上、その工事に着手する３０日前までに、専用水道布設工事設計確認書を提出する必要があります。

また、市の水道水のみを受水槽に受けて給水する施設で、受水槽の有効容量が１０㎥を超えるものを設置して給水を開始したとき、簡易専用水道給水開始届出書を提出してください。

※専用水道及び簡易専用水道に関する届出様式は、衛生管理課（吹田市保健所内）で配布するほか、吹田市ホームページからダウンロードすることができます。

吹田市　水道法　届出様式	検索

2. 興行場について

興行場（映画、演劇、音楽等を客に見せ、または聞かせる施設）の営業を行う場合は、保健所長の許可を受けなければなりません。これらに類する行為を行う場合は、**事前に衛生管理課にご相談ください。**

3. 旅館業について

旅館（宿泊料金を徴収して客を宿泊させる施設）の営業を行う場合は、保健所長の許可を受けなければなりません。これらに類する行為を行う場合は、**事前に衛生管理課にご相談ください。**

4. 公衆浴場について

公衆浴場（温湯、温泉、サウナ等を使用して客を入浴させる施設）の営業を行う場合は、保健所長の許可を受けなければなりません。これらに類する行為を行う場合は、**事前に衛生管理課にご相談ください。**

5. 特定建築物について

店舗、事務所、旅館、学校等の用途（以下「特定用途」という。）に使用され、特定用途部分の延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物（学校教育法第 1 条に規定する学校にあっては、8,000 平方メートル以上）は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」において規定される「特定建築物」として、その所有者等に各種の届出や管理基準の遵守など様々な義務が課せられています。

特定建築物に該当すると思われる場合は、**事前に衛生管理課にご相談ください。**

○お問合せ

吹田市健康医療部衛生管理課（吹田市保健所内）

吹田市　保健所　環境衛生	検索

TEL:06-6339-2226　FAX:06-6339-2058

住所：吹田市出口町19番3号（〒564-0072）
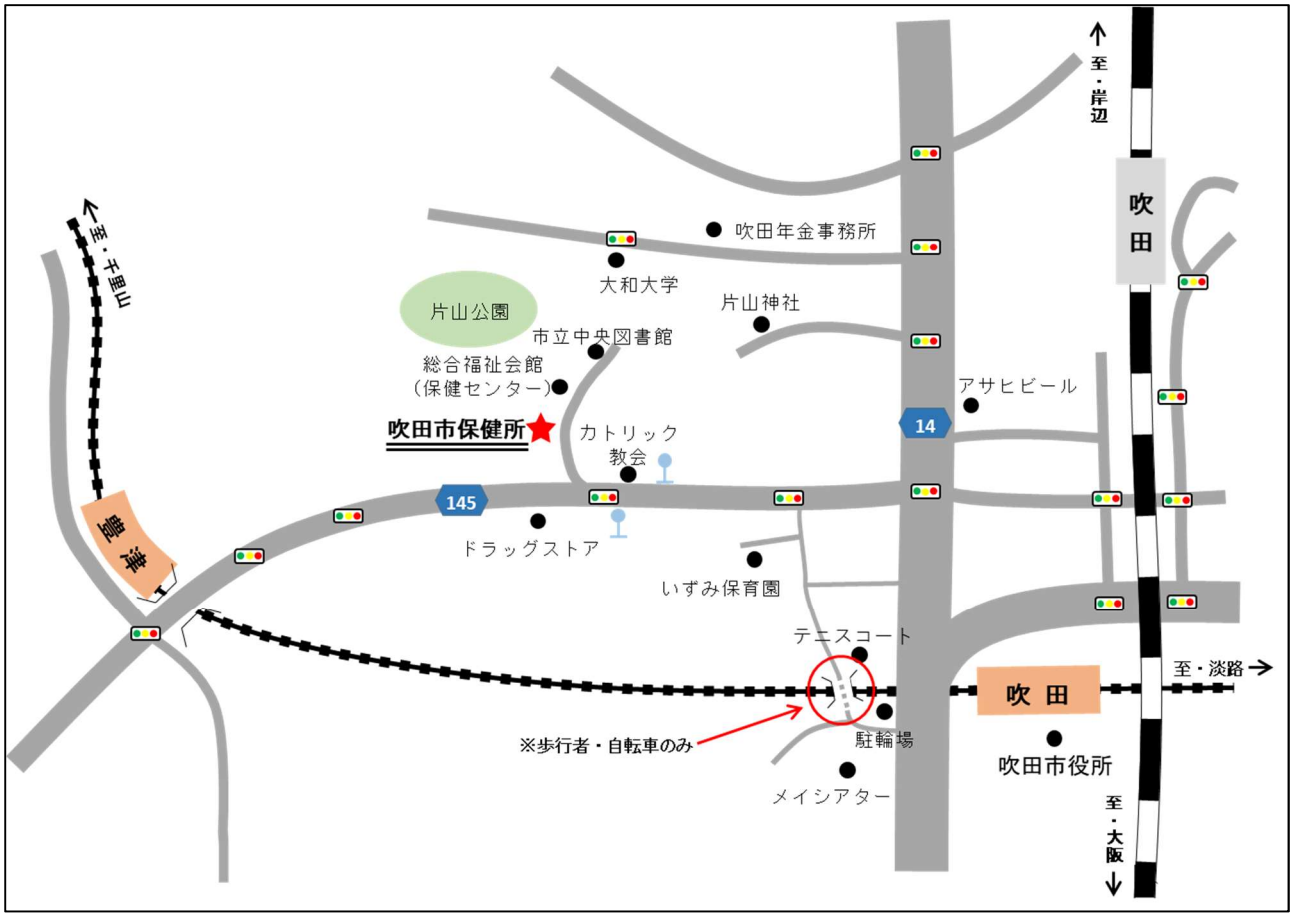
付近見取図